

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	脱着装置付コンテナ専用車（専用コンテナ運搬車）借受（再リース）
発 注 課	環境局環境事業部発寒清掃工場
選 定 事 業 者	いすゞリーシングサービス（株）営業本部
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
現在、発寒破碎工場から発寒清掃工場及び山口処理場まで破碎ごみを輸送する専用コンテナ運搬車（脱着装置付コンテナ専用車）については、令和2年9月1日から令和7年7月31日までリース契約を行っているが、引き続き令和7年8月1日から令和8年3月31日まで改めて8ヶ月間再リースを行うこととする。 現車両はリース期間満了後も十分使用に耐えられる。また、経済的に有利であるため、現在リース契約を締結している同社を選定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）